

# 提 言

愛鷹山麓における産業廃棄物不法投棄事案に係る生活環境保全上の支障とその対策について、当委員会では、平成21年11月の発足以来、検討を続けてきた。

その際、静岡県が平成20年度に行った弾性波探査、ボーリング、土壌、ガス及び沼津市が行った大沢川下流側の各種水質の調査結果と、平成21、22年度の廃棄物層の保有水、表流水、地下水及び河川水の水質やボーリング孔及びクラックから発生しているガスの調査、地盤変位観測並びに水位変動観測結果を基礎データとした。

これらの調査結果から、保有水の水質、地盤変位及び水位変動は更に経過観測の必要が認められたため、平成23年度も調査を継続し、分析・検討を重ねたところ、次のとおり支障を評価し、対策を提言する。

## 1 支障の評価

### (1) 廃棄物の有害性

ボーリング調査からは有害性のある廃棄物が確認されず、土壌環境基準及びダイオキシン類土壌環境基準を満足していること、不法投棄現場における表流水や廃棄物層の保有水は水質汚濁防止法に基づく排水基準を、地下水や河川水は水質汚濁に係る環境基準を満足していることから、現在、生活環境保全上の支障は認められない。

### (2) 水質汚染

不法投棄現場における表流水や廃棄物層の保有水は排水基準を、地下水や河川水は環境基準をそれぞれ満足していることから、現在、生活環境保全上の支障は認められない。

### (3) 有害ガス・悪臭・火災

廃棄物の分解に伴い発生している表面のガスは労働安全衛生規則の基準に照らして、直ちに健康に影響を及ぼす濃度ではなく、また、悪臭についても、不法投棄現場周辺に影響は及んでいないが、今後ガス濃度の上昇や放散に伴う生活環境保全上の支障が生じるおそれが考えられる。

メタンを含む可燃性ガスも発生しているため、幾つかの要因が重なることにより、火災につながるおそれが否定できない。

### (4) 崩落

地盤には継続的な斜面下方向及び鉛直下方向への変位が認められ、特に南側における斜面下方向への変位が大きい。また、現場南側には大部分の表流水が集水され、保有水位の変動も大きい。

このため、大規模地震発生時には、南側において斜面上部から下部にいたる斜面崩壊が発生するおそれを否定できず、崩落した場合には大沢川の河道を塞ぎ止め、二次災害等の発生が懸念される。

### (5) 飛散

地表面は、概ね覆土が施されており、廃棄物の飛散のおそれは少ない。

しかし、降雨により雨水が地表面を侵食し、その後露出した廃棄物が飛散する可能性は否定できない。

## 2 対策

### (1) 廃棄物の有害性・水質汚染

残置された廃棄物による水質汚染等の支障の発生を監視するため、不法投棄現場近接の地下水及び河川水について水質汚濁に係る環境基準に定める項目のモニタリングを実施する。

また、第三者委員会を設置し、モニタリングの項目、頻度等を決定するとともに、実施結果について評価を行う。

### (2) 有害ガス・悪臭・火災

廃棄物層内のガスを大気中へ適切に放散するため、ガス抜き管を設置する。

ガスの発生状況を把握するため、設置したガス抜き管でガス濃度及び温度のモニタリングを実施する。

また、第三者委員会を設置し、モニタリングの項目、頻度等を決定するとともに、実施結果について評価を行う。

### (3) 崩落

大規模地震が発生した場合の斜面崩落のおそれを防止するため、現場南側において斜面の安定化を図る必要がある。

その対策としては、地震時の安全率 1.0 以上を担保する斜面勾配 1:2.4 を目安とし、必要量の廃棄物の除去を行うとともに、露出した廃棄物に覆土し、緑化を行う。

さらに、現場内に雨水排水路を設置するなど、雨水による侵食と雨水の浸透を防ぐ。

対策施工後には、目視により斜面の状況等を監視する。

### (4) 飛散

雨水が地表面を侵食することにより廃棄物が露出することを防止するため、計画的な雨水排水を行う。

地表面は概ね覆土されているが、廃棄物が露出している箇所には覆土及び緑化を行う。

平成 23 年 11 月 2 日

愛鷹山麓産業廃棄物不法投棄支障評価・対策検討委員会

委員長 島岡 隆行  
副委員長 勝見 武  
委員 岩堀 恵祐  
委員 小野 雄策  
委員 土屋 智